

○埼玉県自家用電気工作物保安規程

昭和50年4月1日県、議会議長、教育委員会、公安委員会訓令第1号

目次

標題	
発令	
改正沿革	
宛先	
公布文	
題名	
目次	
□ 本則	
□ <u>第一章 総則</u>	
<u>第一条 (趣旨)</u>	
<u>第二条 (適用範囲)</u>	
□ <u>第二章 保安業務の管理組織等</u>	
□ <u>第三条 (保安に関する組織)</u>	
	2
	3
	4